

1 事業の目的

浮気保育園は昭和 51 年 4 月に開園し、現園舎は昭和 51 年 3 月に建設された開園当初のままの歴史ある建物である。

浮気保育園では、子どもが現在をもっともよく生き望ましい未来を創り出す基礎を培うことを保育理念として、家庭や地域社会との連携を図るなかそれぞれの年齢に応じた豊かな人間性をもった子どもが育つよう、自主・自立・協調性の確立を目指した保育が行われてきた。

しかしながら、園舎建築後 35 年以上が経過し老朽化が著しいことから、快適な保育環境の確保のため改築することとする。

改築にあたっては、子どもと保護者がともに安らぎや安堵感、温かみを感じられる保育園づくり、各年齢の発達段階に応じた保育と異年齢間の交流をともに行える保育園づくり、保護者同士の子育てに関する情報交換や交流が自然と行える保育園づくり、地域に開かれ子どもや子育てを大切にする文化が紡がれるような保育園づくり、今後の守山市の保育と保育園整備のあり方を示すモデル性をもった保育園づくりを基本理念とする。

また、保育園の敷地は浮気団地公園（以下、「公園」という。）と隣接しており、改築にあたっては、両施設の機能向上を図るため、公園敷地を含む一体的な敷地を対象に再度保育園と公園の敷地を一定の条件のもと自由に設定したうえで、保育園の改築と公園整備を併せて行うこととする。

施設整備にあたっては、質の高い保育環境が確保された保育園の整備、安全・安心で地域コミュニティに配慮した公園整備、機能連携と周辺環境との調和に配慮した保育園および公園の一体的整備、地球環境や経済性、効率性、維持管理の容易性等に配慮した施設整備を基本方針とする。

なお、上記の改築の基本理念および施設整備の基本方針の詳細については、資料 1「浮気保育園改築にかかる基本方針」を参照すること。

このような改築の基本理念および施設整備の基本方針を踏まえ、保育園および公園が将来にわたり市民に愛着をもたれるような最適な設計案を作成するため、技術的に最も適した設計提案者を選定するコンペ方式を採用することとする。

2 設計コンペの概要

(1) 主催者

守山市

(2) 審査方法

審査は、1 次審査および 2 次審査の 2 段階方式で行う。なお、2 次審査で実施するプレゼンテーションおよびヒアリングについては公開で行うが審査については、審査委員会のみで実施するものとする。

1次審査では、参加表明書、設計提案書および業務実績書等（以下、「参加表明書等」という。）を基に、浮気保育園園舎改築等基本設計・実施設計コンペ審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、2次審査への応募を求める者（以下、「2次審査応募者」という。）を5者程度選定する。

2次審査では、2次審査応募者から応募図書（図面、模型等）の提出を求め、所定の場所にて展示会および保護者投票を実施する。その投票結果を参考として、公開プレゼンテーションおよびヒアリングを行った後に、審査委員会において最も優れた応募図書の提出者等を選定する。

(3) 審査委員会

審査委員会の委員は、次に掲げる者により構成する。

審査委員長	滋賀県立大学研究・評価担当理事兼副学長	布野 修司
審査委員	元滋賀県文化部長	本城 博一
	立命館大学 理工学部 建築都市デザイン学科教授	及川 清昭
	滋賀県立大学 環境科学部 環境建築デザイン学科教授	陶器 浩一
	びわこ学院大学附属こども園あつぷる副園長	杉本 栄子
	改築を行う学区の代表者	三宅 和夫
	改築を行う自治会の代表者	中嶋 彰
	浮気保育園振興会会長	藤村 芳伯
	浮気保育園振興会副会長	松村 由香梨
	浮気保育園振興会副会長	大北 達哉
	浮気保育園長	東村 照代

(4) スケジュール

事業の全体スケジュールおよび最も優れた応募図書の提出者等の決定までの事務手順は次のとおりとする。

ア	公告・参加表明書等の様式の交付	平成25年8月23日（金）
イ	参加表明書等提出期限	10月3日（木）
ウ	1次審査（2次審査応募者選定）	10月上旬
エ	結果通知および（2次）応募図書提出要請通知	10月中旬
オ	（2次）応募図書提出期限	11月中旬
カ	（2次）応募図書の展示会	11月中旬
キ	（2次）応募図書の公開プレゼンテーション等 および2次審査	11月下旬
ク	最終結果通知	11月下旬

(5) 基本設計・実施設計委託業務期間（予定）

平成25年12月上旬から平成26年3月31日まで

3 参加資格条件

参加者（参加表明書等を提出する者をいう。個人、団体、法人。以下同じ。）は、次に掲げる第1号から第3号までに掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、第4号の要件を満たしている者とする。

(1) 法人で参加する場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている建築士事務所（以下、「建築士事務所」という。）であること。

(2) 個人で参加する場合は、建築士事務所に所属し、かつ、一級建築士の資格を有する者であること。

(3) 複数で参加する場合は、構成員のうち1名以上は、一級建築士の資格を有し、かつ、建築士事務所に所属していること。

(4) 前3号に掲げる建築士事務所は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 最も優れた応募図書を提出した参加者として選定された場合に、契約締結を行う相手方となること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）に基づく入札参加資格停止およびその他処分を受けていないこと。

オ 国税、都道府県税および市税を滞納している者でないこと。

カ 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。

(ア) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(イ) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(ウ) 暴力団関係者 次のaからdまでのいずれかに該当する者をいう。

a 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

b 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

c 暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

d 暴力団、暴力団員またはaからcまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

4 担当窓口

〒524-8585

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所1階

守山市健康福祉部こども家庭局 こども課

電話 077-582-1129 FAX 077-582-1138 電子メール kodomo@city.moriyama.lg.jp

5 応募手続き等

(1) 説明書の交付

ア 交付期間

平成25年8月23日（金）～同年10月3日（木）※ 午前9時～午後5時

注）※：土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

イ 交付場所および交付方法

上記4の担当窓口にて交付する。なお、守山市ホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 現地見学会の開催

現地確認のための現地見学会を開催する。なお、現地見学会では説明等は行わないものとする。

ア 開催日時

平成25年9月5日（木）午後2時～午後5時

イ 申込方法

現地見学会申込書（様式3-1）を、上記4の担当窓口にて持参、郵送、ファックスまたは電子メールにより提出すること。なお、ファックスまたは電子メールにて提出する場合には、着信確認の連絡を行うこと。

ウ 申込期間

平成25年8月23日（金）～同年9月2日（月）午後5時まで※

注）※：持参の場合は、土曜日、日曜日および休日を除く、午前9時から午後5時まで。

(3) 1次審査の手続き

ア 質問の受付

(ア) 受付方法

質問は、質問書（様式3-2）により上記4の担当窓口にて持参、郵送、ファックスまたは電子メールにて提出すること。なお、ファックスまたは電子メールにて提出する場合には、着信確認の連絡を行うこと。

(イ) 受付期間

平成25年8月26日（月）～同年9月9日（月）午後5時まで※

注）※：持参の場合は、土曜日、日曜日および休日を除く、午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、平成25年9月9日（月）午後5時までに必着となるよう指定して送付すること。

イ 質問に対する回答

平成25年9月17日（火）に、守山市のホームページに掲示する予定である。

ウ 参加表明書等の提出

本設計コンペへ参加しようとする者は、浮気保育園の要求水準および参加表明書等提出書類確認表（様式1-5）に基づき、参加表明書等を作成の上、必要書類も添えて提出すること。ただし、参加者の提出する参加表明書等は1つに限る。

(7) 参加表明書等の概要

a 参加者が提出する参加表明書等は、次のとおりとする。

表 参加者が提出する参加表明書等の概要

提出書類	記入上の注意事項	提出数
(a) 参加表明書 (様式1-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の様式に所要事項を記入すること。 ・ 添付書類を添えて提出すること。 	A 4 サイズ 1 部
(b) 参加者、設計協力者および建築士事務所の誓約と概要 (様式1-2①、 様式1-2②)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の様式に所要事項を記入すること。 ・ 参加者、設計協力者および建築士事務所の誓約と概要を記入すること。 	A 4 サイズ 1 部
(c) 設計提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「浮気保育園の要求水準」をもとに、全体配置図（保育園および公園の敷地設定ならびに新園舎の配置が確認できるもの）、保育園の各階平面図等ならびに設計趣旨・内容・保育環境に対する考え方（特に「1 事業の目的」に示した改築の基本理念を踏まえた施設整備の基本方針に対する考え方）を自由に示すこと。なお、全体配置図と保育園の1階平面図とは兼ねることができる。 ・ 紙質、表現方法は自由とするが、A 2 版横使い、厚さ 10 mm 以内のボード貼り（ボードの材質は軽量なもので枠無し、色等は自由）とし、文章の文字は 12 ポイント以上、枚数は 1 枚以内とすること。 	A 2 サイズ 1 部
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 A 2 サイズの設計提案書を A 3 サイズにした縮小版カラーコピー 	A 3 サイズ 15 部

<p>(d) 業務実績一覧 および業務実績書 (様式 1-3、 様式 1-4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の様式に所要事項を記入すること。 ・ 業務実績は現在所属する建築士事務所の実績に関わらず参加者が主体的に関与した新築工事または改築工事の設計業務作品を 5 件までとする。 ・ 本設計コンペにおいて改築を行う建築物と同種または類似の作品を選定すること。 ・ 同種とは、児童福祉法に規定する保育所および学校教育法に規定する幼稚園ならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園とする。 ・ 類似とは、児童福祉法に規定する保育所以外の児童福祉施設、小学校、中学校または高等学校に関する建築物ならびに建築基準法別表第一第一項から第四項までの(い)欄に関する建築物における新築工事または改築工事の設計業務とする。 ・ 上記作品の実績がない場合および上記複数作品を提出するうちの一部作品については、これまでの代表的な作品（建築物の延床面積・用途を問いません）に代えることができる。 ・ 添付する写真はカラーコピーでも可とする。 	<p>A 4 サイズ 15 部</p>
<p>(e) 仮設計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設園舎を設ける場合については、「浮気保育園の要求水準」に示す仮設園舎に関する諸条件を満たしたうえで、以下の事項が確認できる配置図等を作成のうえ提出すること。 ① 既存園舎の解体部 ② 仮設園舎の配置場所および仮設園舎内の平面図 ③ 新園舎の設置場所 ④ 工事車両等進入口および園児通遠路 	<p>A 3 サイズ 15 部</p>

b 参加表明書等の提出時には、各提出書類の部数に加えて、すべてのデータを CD-R に保存（PDF 形式）のうえ 1 部提出すること。

c 受付の際、事務局が認識番号を付すので、上記(c)設計提案書の右上隅には、縦 2 cm×横 3 cmの余白を確保すること。

d 上記(c)設計提案書・(d)業務実績一覧および業務実績書ならびにこれらの関連資料については、個人名、法人名等を特定できるロゴ等の表示は付さないこと。ただし、業務実績書の添付資料のうち契約書については、この限りではない。

e 提出書類については、A 4 サイズが指定されているものについては、縦使い横書きにて作成し、A 3 サイズが指定されているものについては、A 3 横使い横書きにて作成すること。

(イ) 提出方法

a 上記 4 の担当窓口への持参または郵送によること。

b 1 次審査結果通知用として、送付先を明記した封筒（長形 4 号、80 円切手貼付）を参加表明書等に添えて提出すること。

c 郵送による場合は、任意の封筒の表面に朱書きで「参加表明書等在中」と表記し、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便等のいずれかによる

こと。

(ウ) 提出期間

平成25年9月18日（水）～同年10月3日（木）※ 午前9時～午後5時

注）※：土曜日、日曜日および休日を除く。郵送の場合は、平成25年10月3日（木）午後5時までに必着となるよう指定して送付すること。

(エ) 留意点

- a 参加表明書等の作成および提出に要する経費は、参加者の負担とする。
- b 参加表明書提出後に辞退する場合は、速やかに「辞退届」（様式3-3）を提出すること。

エ 1次審査による2次審査応募者の選定

(ア) 審査方法

参加者が提出した参加表明書等により、本業務に対する理解度・的確性・創造性等および参加者の業務実績を審査委員会において総合的に評価し、2次審査応募者を5者程度選定する。

(イ) 1次審査結果の送付等

審査委員会において2次審査応募者に選定された5者程度の者には、応募図書提出要請書を送付する。また、2次審査応募者に選定されなかった者に対しても、その旨を書面により通知する。

(4) 2次審査の手続き（予定）

2次審査の手続きの概要は次のとおりである。詳細については、2次審査応募者に別途通知する。

イ 質問の受付

(ア) 受付方法

質問は、質問書（様式3-2）により上記4の担当窓口を持参、郵送、ファックスおよび電子メールにて提出すること。なお、ファックスまたは電子メールにて提出する場合には、着信確認の連絡を行うこと。

(イ) 受付期間

平成25年10月16日（水）～同年10月23日（水）午後5時まで※

注）※：持参の場合は、土曜日、日曜日および休日を除く、午前9時～午後5時。郵送の場合は、平成25年10月23日（水）午後5時までに必着となるよう指定して送付すること。

ウ 質問に対する回答

平成25年10月29日（火）に、2次審査応募者全員に文書にて通知する。

エ 応募図書の提出

2次審査応募者は、浮気保育園の要求水準および応募図書内容確認表（2次審査応募者に別途通知）に基づき、2次審査に必要な設計関連図書（以下、「応募図書」という。）を作成の上、必要書類も添えて提出すること。ただし、2次審査応募者の提出する応募図書は1つに限る。

応募図書に示す設計案は、1次審査に提出した設計提案を踏襲するものとするが、新たな提案を加えることを制限するものではない。

(ア) 応募図書の概要

a 2次審査応募者が提出する応募図書は、次のとおりとする。

表 2次審査応募者が提出する応募図書の概要

提出書類	記入上の注意事項等	提出数
(a) 設計趣旨・ 工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・公園の敷地設定の考え方、園舎・公園の設計思想や特徴など狙いに沿った提案または設計者が特に強調したい点、独自に工夫した点ならびに構造概要等について記入すること。 ・ 文章の文字は 12 ポイント以上、2,000 文字以内で、簡潔かつ読みやすく記入すること（図式可）。 ・ 「1 事業の目的」および「浮気保育園の要求水準」に示した改築の基本理念を踏まえた以下の 4 つの施設整備の基本方針については必ず言及すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 質の高い保育環境が確保された保育園の整備の考え方 ② 安全・安心で地域コミュニティに配慮した公園整備の考え方 ③ 機能連携と周辺環境との調和に配慮した保育園および公園の一体的整備の考え方 ④ 地球環境や経済性、効率性、維持管理の容易性等に配慮した施設整備の考え方 ・ 上記①～④の項目については、下記（b）から（f）の応募図書の中で表現すること。 	—
(b) 配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1/400 で作成すること。 ・ 保育園・公園の敷地設定、両施設の全体動線や関係性、周辺地域との関係性等が確認できる全体配置図を作成すること。 ・ 保育園については、外構計画を含むものとする。 ・ 公園については、平面図を兼ね、遊具、構造物、樹木、植栽等を記載すること。 	A2 サイズ 1 部 (4 枚以内)
(c) 園舎 各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1/200 で作成すること。 ・ 室名、主要寸法を記入すること。 	* 上記の A3 サイズ 縮小版 15 部
(d) 園舎立面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1/200 で作成すること。 ・ 東西南北のうち主要な箇所 2 面とする。 	
(e) 園舎断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1/200 で作成すること。 ・ 主要断面の 2 面とする。 	
(f) 日影図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1/200 で作成すること。 ・ 園舎による近隣への影響および周辺建物による保育園・公園への影響が確認できる日影図とすること。 ・ 園舎による日影図については、建築基準法の規制内容に基づいた時刻日影図及び等時間日影図を作成すること。ただし、地盤面における日影とする。なお、敷地内および近隣には高低差はないものとし、周辺建物の想定高さは、添付資料 12 のとおりとする。 	A3 サイズ 15 部
(g) 面積表 (様式 2-7)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・公園共。所定の様式に所要事項を記入すること。 	A3 サイズ 15 部
(h) 工事別 概算内訳表 (様式 2-8)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・公園共。所定の様式に所要事項を記入すること。 	A3 サイズ 15 部
(i) 模型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1/200 で作成すること。(A0 版とし、A1 版に 2 分割できること。周辺を含め表現自由) 	A0 サイズ 1 部

- b 上記(b)から(e)の応募図書は、A 2版の用紙を横長に用い、厚さ 10 mm以内のボード貼りで4枚以内としたものを、それぞれ1部提出すること（陽面焼き（青線、黒線、電子複写いずれも可）とし、設計図面等への色彩は自由とする）。
- c 上記(i)についてはA 0版にて1部提出すること。なお、A 1版に2分割できることとし、運搬可能なものであること。
- d 寸法はメートル法を用い、室名等は記号を用いず図面の中に表示すること。なお、数字はアラビア数字を用い、外国語はカタカナで表記すること。
- e 上記(b)には、受付の際、事務局が認識番号を付すので、これらの右上角に2 cm×3 cmの余白を確保すること。
- f 応募図書の提出にあたっては、破損等のないよう留意すること。
- g 応募図書（様式2-1から様式2-8）のうち、A 3サイズが指定されている様式について、A 3横使い横書きにて作成し、左綴じして提出すること。なお、両面印刷は行わないこと。
- h 応募図書の提出時には、提出書類に関するすべてのデータ（文章、計算式および関数を含む）をCD-Rに保存のうえ1部提出すること。

(イ) 提出方法

上記4の担当窓口へ持参すること。

(ウ) 提出期限

平成25年11月13日（水）午後5時まで※

注）※：土曜日、日曜日および休日を除く、午前9時から午後5時まで

オ 展示会および保護者投票

応募図書の提出後、展示会および保護者投票を次のとおり実施する。

(ア) 展示期間、場所等

展示場所は「守山市役所大ホール」および「浮気保育園」を予定し、両施設併せて1週間程度の展示期間とする。また、「浮気保育園」においては保護者による投票を実施する。

展示物は、上記エ(ア)bのA 2版ボードおよび上記エ(ア)cの模型とする。

カ プレゼンテーションおよびヒアリング

応募図書に対する計画趣旨等の質疑を行うため、次により公開プレゼンテーションおよびヒアリングを行う。

1者あたりのプレゼンテーションを20分以内とし、順番に全者がプレゼンテーションを行った後、全者を対象にヒアリングを行う。

(ア) 開催日時および開催会場

平成25年11月下旬に守山市役所にて開催を予定する。詳細については、応募図書提出者の全員に後日、通知する。

(イ) 参加者

3名以内とする。

(ウ) 説明資料

提出した応募図書のみとし、新たな資料の提出は認めない。

開催会場では、応募図書として提出された上記エ(ア)bのA2版ボードのパワーポイントデータを、プロジェクターで投影するとともに、上記エ(ア)bのA2版ボードおよび上記エ(ア)cの模型を展示する。

キ 2次審査による最優秀作品等の選定

(ア) 審査方法

公開プレゼンテーションおよびヒアリングと同日、応募図書に記載された、「浮気保育園の要求水準」における「2. 施設整備の基本方針」に関する2次審査応募者の提案について、創造性、機能性、経済性、実現性等の観点から審査委員会において総合的に評価し、最優秀作品1点および次点作品1点を選出する。

(イ) 2次審査結果の通知および公表

応募図書提出者全員に、審査結果を書面により通知する。また、審査結果については、ホームページ等に掲載する。

ク 応募図書の作成および提出に要する経費

応募図書提出者の各々につき、建築士事務所1社に30万円を支払うものとする。

ただし、最優秀作品等に選定され当該基本設計・実施設計業務の受託者となった提出者については、当該基本設計・実施設計業務委託料の一部に含めるものとする。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(2) 本設計コンペの審査委員会の委員および同委員が関係する建築士事務所に所属する者は本設計コンペに参加できないこととする。

(3) 無効となる参加表明書等または応募図書

参加表明書等または応募図書が次の条件の一つに該当する場合には無効とすることがある。

ア 告示内容に適合しないもの。

イ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

ウ 指定した様式および記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 参加表明書等および応募図書の取扱等

ア 提出期限以降における参加表明書等および応募図書の差し替えおよび再提出は認めない。

イ 提出された参加表明書等は返却しない。

ウ 提出された応募図書のうち、最優秀作品の応募図書は返却しない。それ以外の応募図書は、提出者が回収するものとする。

エ 提出された参加表明書等および応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、2次審査応募者および最優秀作品等の選定を行う作業ならびに結果公表および作品集の印刷・頒布（無償）等のため、市が必要と認めた場合には、参加表明書等および応募図書の内容を無償で使用できるものとする。

オ 応募図書の作成のために守山市より受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。

(5) 建設工事等の受注資格の喪失

当該基本設計・実施設計業務を受注した建築士事務所（協力を受ける他の建築士事務所等を含む。）が建設業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、または当該工事を請負うことができない。

(6) 契約の締結等

ア 契約の締結

守山市は、最優秀作品を提出した参加者が所属する建築士事務所と当該業務の随意契約締結を行うものとする。

なお、辞退、もしくはその他の理由で契約ができない場合は、次点作品を提出した参加者が所属する建築士事務所と契約の交渉を行うものとする。

また、建築士事務所が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされた場合には、契約を締結しないことがある。また、委託契約は守山市財務規則に基づいて行う。

イ 契約金額

守山市の定める算定方式による金額以内とする。

ウ 契約条件

(7) 建築士事務所は、構造設計、電気設備設計および機械設備設計を行う担当者を配置すること。

(4) 建築士事務所は、本設計コンペの最優秀作品の提出者として選定された場合、当該業務にかかる契約協議等について、市と調整、協議等における窓口役を担うほか、当該基本設計・実施設計業務に関する履行期間内での債務すべてについて責任を負うこと。

(7) 当該基本設計・実施設計業務の実施にあたっては、地域住民および浮気保育園

振興会等の関係者からの意見を十分反映するものとする。また、設計内容に関する市からの変更の申し入れがあった場合は、市と十分に協議を行い、市の意向を反映するよう努めること。

- (8) 本設計コンペにおける最優秀作品等の決定後、全ての応募者の提案概要と取り組み概要等を記載した作品集を作成する。なお、これにあたっては提出された参加表明書等および応募図書の内容を(4)エ定めるとおり市が無償で使用できるものとする。
- (9) 当該基本設計・実施設計業務の受託者として契約締結した建築士事務所に対して、市は、引き続き工事監理業務（公園整備にかかる工事監理業務含む）を別契約で委託する予定である。